

日收を一月に於て

- 4. 中元並に年末祝儀の経費の負担に平等を以てし
 - 5. 特殊問題の基に都道府県同様に徴せしむ
 - 6. 退職手当に於ては均等に徴せしむ
- 但し又給款の基に都道府県同様に徴せしむ

(協働労働会)

日收を一月に於て
 中元並に年末祝儀の経費の負担に平等を以てし
 特殊問題の基に都道府県同様に徴せしむ
 退職手当に於ては均等に徴せしむ
 但し又給款の基に都道府県同様に徴せしむ